

令和6年度

保育園・認定こども園等

利用のご案内（2号・3号認定）

当初入所の1次選考の受付は
10月2日(月)からです。



申込締切日

		窓口申請	郵送申請 (同日必着)	電子申請 (申請完了)
当初入所	1次選考	令和5年10月31日(火)	令和5年10月20日(金)	
	2次選考	令和6年 2月 9日(金)	令和6年 2月 5日(月)	
	3次選考	令和6年 3月 8日(金)	令和6年 3月 5日(火)	
途中入所	前月の10日 (10日が土・日・祝日の場合は、前開庁日)		前月の5日 (5日が土・日・祝日の場合は、前開庁日)	



和泉市

IZUMI CITY

お問い合わせ先 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 教育・こども部 こども未来室 幼保運営担当
TEL: 0725-99-8137(直通)

***保育園**とは、児童の保護者いすれもが仕事や病気などで児童の保育ができないと認められる場合に、日々保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

***認定こども園**とは、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

***小規模保育事業**とは、少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを預かる事業です。

保育の必要性の認定、利用手続きの流れ

保育園・認定こども園の利用を希望する場合は、**教育・保育給付認定(以下、認定という。)**の**2号・3号認定(保育の必要性の認定)**を受けていただく必要があります。認定のためには、保育を必要とする事由(下記参照)に該当する必要があります。認定された場合、「支給認定証」を市から交付します。なお、認定には以下の3つの区分があり、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども（小学校就学前まで）	利用できる施設	利用手続きの流れ
1号認定(参考)	満3歳以上で、保育を必要としない子ども（教育を希望する子ども）	幼稚園、認定こども園	各施設へ直接お申込みください
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 小規模保育事業 (2歳児クラスまで)	2ページの「利用手続き・利用決定までの流れ」をご参照ください
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 小規模保育事業	2ページの「利用手続き・利用決定までの流れ」をご参照ください

※2号・3号認定については、さらに保育の必要量に応じ、利用可能時間が下記のとおり区分されます。

- ・保育標準時間：1日最大11時間の利用が可能です。
- ・保育短時間（保育基本時間）：1日最大8時間の利用が可能です。

※保育施設等を利用できる時間は、それぞれの家庭の状況に応じて認定された保育理由の範囲内で、子どもを保育できない時間に限られます。

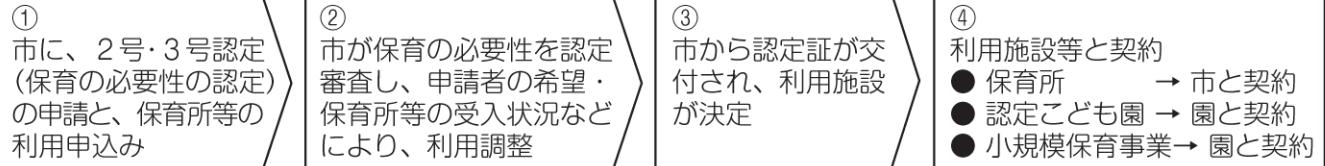
※保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。なお保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

*保育を必要とする事由

保育を必要とする事由		利用できる期間(最長)
就労	ひと月において、64時間以上就労している	子の就学前まで
妊娠・出産	妊娠中である、又は出産後間がない	分娩予定日または分娩日が属する月とその前後それぞれ2ヶ月間
疾病・障がい	疾病にかかっている、又は障がいを有している	子の就学前まで
病人の介護・看護	同住所の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している	子の就学前まで
災害復旧	震災、風水害、火災又はその他の災害の復旧に当たっている	子の就学前まで
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている	3ヶ月以内
就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している	保護者の就学期間中
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子ども(3歳児クラス以上が原則となります)がいて継続利用が必要である	子の就学前まで
その他*	その他上記に類するものとして市が定める事由に該当する	事情により異なります

※和泉市の特別支援児保育も対象となります。(6ページの「特別支援児保育について」をご参照ください。)

*利用手続き・利用決定までの流れ



① 認定申請と利用申込みについて

【令和6年4月1日からの入園を希望する場合】

<市役所本庁こども未来室窓口での受付>

受付日		受付時間帯
平日	令和5年10月2日(月)～10月31日(火)	9時～17時15分
休日	令和5年10月29日(日)	午前の部(10時～12時) 午後の部(13時～16時)

<郵送申請・電子申請での受付> 詳しくは3ページ参照

受付日	
郵送	令和5年10月2日(月)～10月20日(金) 【必着】
電子	令和5年10月2日(月)～10月20日(金) 【期日内に申込完了が必要】

<和泉シティプラザでの受付>

受付日	
平日	令和5年10月24日(火)
休日	午前の部(10時～12時) 午後の部(13時～16時) 和泉シティプラザ 4階 研修室1A・1B

※上記申込みに間に合わない場合も空き園に対し選考を行いますので、市ホームページ「二次選考以降について」をご確認ください。

【令和6年5月1日以降の入園を希望する場合】

窓口申請：利用を希望する月の前月の10日(10日が土・日・祝日の場合は、前開庁日)までに、市役所本庁こども未来室窓口へ必要書類を提出してください。

電子申請・郵送申請：電子申請の場合は、利用を希望する月の前月の5日(5日が土・日・祝日の場合は、前開庁日)までに申込を完了してください。郵送申請の場合は、同日必着で市役所本庁こども未来室まで送付してください。

② 利用調整について

2号・3号認定を受けた方については、利用先の施設を決定するために、市が利用調整を行います。

③ 認定結果・利用調整の結果について

- 利用が決定した方 ⇒ 支給認定証の交付及び利用調整結果通知書（入所承諾書）を送付します。
- 利用が決定しなかった方 ⇒ 支給認定証の交付及び利用調整結果通知書（入所保留通知書）を送付します。

【令和6年4月1日からの入園を希望する場合】

認定結果・利用調整の結果通知時期：2月上旬までに通知予定です。

※支給認定証は、申請があった日から原則30日以内に交付することになっていますが、次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから2月上旬までに交付します。

2次選考：令和6年2月9日申込締切→3月上旬までに通知予定です。

3次選考：令和6年3月8日申込締切→3月下旬ごろ通知予定です。

【令和6年5月1日以降の入園を希望する場合】

認定結果・利用調整の結果通知時期：入園希望月の前月末に通知します。

留意点

- 保育の必要性が認められず、2号・3号認定を受けられない方については、4月入園ご希望の方には12月上旬までに、5月以降の入園をご希望の方には希望月の前月末までにご連絡する予定です。
- 支給認定証は、保育の必要性についての証明ですので、入園を決定するものではありません。
- 定員超過により、入園のご案内ができない場合があります。
- 希望月に入園いただけない場合は、令和7年3月まで途中入園の選考対象となりますので、改めて利用申込みをしていただく必要はありません。

④ 利用先の決定及び契約について

保育所（公立・民間）を利用する場合は、保護者と市との契約、認定こども園及び小規模保育事業を利用する場合は、保護者と施設との契約となります。契約方法等は、利用施設決定後に施設から説明いたします。

申込方法について

申込方法が3種類あります。それぞれの注意事項をよくご確認の上、申請してください。

- ① 窓口申請
- ② 郵送申請 【注意】
- ③ 電子申請 【注意】

【注意】次に当てはまる場合は、必ず窓口で申請してください。

- * 申請時点で未出生の場合
- * 希望する施設に和泉市外の園を含む場合
(希望する園の市町村に締切をご確認いただき、その締切の1週間前には申請してください。)
- * 転園を希望される方
- * 特別支援児保育を希望される方 (別途面談が必要になりますので窓口にてご予約ください。)

※入園前確認票の記載内容についてお伺いする場合があります。申込書には日中でもつながる電話番号の記入をお願いします。

② 郵送申請について

受付期間：当初入所……『1次選考』令和5年10月2日(月)～令和5年10月20日(金)【必着】

『2次選考』令和6年2月5日(月)まで【必着】

『3次選考』令和6年3月5日(火)まで【必着】

途中入所……利用希望月の前月5日(5日が閉庁日の場合は、前開庁日)【必着】

※簡易書留や特定記録郵便など記録に残る方法で郵送をお願いします。

送付先住所：〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市 教育・こども部 こども未来室 幼保運営担当

※宛先は、必ず担当までご記入ください。

提出書類確認票を見ながら、必要書類を全て揃えた上で申請してください。

- * 申請書に記載している世帯員全員のマイナンバーの番号確認と申請する方（保護者）の本人確認が必要です。
必要書類(P5参照)の写しをあわせてご提出ください。
- * 不備・遅延・紛失等の責任は一切負えませんのでご了承ください。
- * 受領が確認でき次第、電話または郵送にてご連絡いたします。
※到着後処理に時間がかかるためご連絡が遅くなる場合があります。ご了承ください。
- * 選考締切日の時点で書類に不備がある場合は選考できません。
必要書類をご確認の上、期日に余裕をもって申請してください。
- * 届いた書類については、原則返却しません。不備があった場合、再度ご用意をお願いいたします。

③ 電子申請について

受付期間：当初入所……『1次選考』令和5年10月2日(月)～令和5年10月20日(金)までに申込完了必須

『2次選考』令和6年2月5日(月)までに申込完了必須

『3次選考』令和6年3月5日(火)までに申込完了必須

途中入所……利用希望月の前月5日(5日が閉庁日の場合は、前開庁日)までに申込完了必須

下記QRコードから電子申請を行うページが開けますので、必要書類をご準備の上で申請してください。



* 申請が承認できましたら、メール、電話または文書の郵送にてご連絡いたします。

* 申請確認処理に時間がかかるためご連絡が遅くなる場合があります。ご了承ください。

* 選考締切日の時点で書類に不備がある場合は選考できません。期日に余裕をもって申請してください。

提出書類等について

※①～⑤必須・⑥～⑩該当者

※ 提出書類については、市の様式を使用してください。

様式は、こども未来室、市内各保育園、認定こども園、小規模保育事業、保健福祉センターで配布しています。

(ホームページからダウンロードもできます。)【和泉市役所 保育施設提出書類等一覧】

① 教育・保育給付認定申請書兼利用（調整）申込書（記入例は7・8ページを参照）

② 保護者全ての児童を保育できないことを証明する書類（令和5年9月以降に作成されたもの）

※きょうだいがいる場合は人数分の提出が必要です。（原本が1部あれば、きょうだい分は写しでも可。）

保育を必要とする事由	提出書類	保育必要量	注意事項
就労	・就労証明書	(標準時間認定の就労時間) 休憩時間・通勤時間を含み 月120時間以上 (短時間認定の就労時間) 休憩時間を含み月64時間以上	<ul style="list-style-type: none"> ・転職・雇用契約変更・勤務時間変更等があれば隨時提出してください。 ・月120時間以上就労されていない場合でも、勤務開始時間等の状況に応じて標準時間認定が可能な場合もあります。
就学	・就学(予定)証明書	(標準時間認定の就学時間) 休憩時間・通学時間を含み 月120時間以上 (短時間認定の就学時間) 休憩時間を含み月64時間以上	<ul style="list-style-type: none"> ・月120時間以上就学されていない場合でも、開始時間等の状況に応じて標準時間認定が可能な場合もあります。
病人の介護等	・介護・看護状況申告書 ・診断書等（原本） または障がい者手帳等のコピー		<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護状況申告書に記載の添付書類を必ず添付してください。
疾病・障がい	・申立書 ・診断書等（原本） または障がい者手帳等のコピー		<ul style="list-style-type: none"> ・診断書や手帳に有効期限等がある場合、有効期間更新後の診断書や手帳のコピーの提出が再度必要です。 ・保護者自身の診断書については、診断書に「保育ができない旨」の記載がない場合、認定できません。
妊娠・出産	・申立書 ・母子健康手帳のコピー (母の氏名を記載したページと分娩予定日を記載したページ)		<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定月とその前後2ヶ月間認定することが可能です。（例：9月出産予定であれば7月～11月末まで） ・出産後も保育の必要性を認める必要がある場合には、出産後2ヶ月後の月末までに、必要書類を提出してください。
求職活動	・申立書 (求職活動状況報告書)		<ul style="list-style-type: none"> ・認定期間は3ヶ月後の月末までです。引き続き認定の必要がある場合は、3ヶ月後の月末までに保育が必要な事由のわかる書類をご提出ください。 ・再度求職活動での認定を希望する場合は、「求職活動状況報告書」の提出が別途必要となります。
育児休業	・就労証明書 (育休期間及び復帰予定期が記載されているもの)	短時間認定のみ	<p><u>2歳児クラス以下の児童</u> 育児休業が理由での入園（転園）申込はできません。 在園児については、原則退園となります が、認定変更申請の際に「児童の発達上、環境の変化が好ましくないため、継続利用を希望する」旨を申し出た場合は、継続利用が可能です。</p> <p><u>3歳児クラス以上の児童</u> 年度内復帰を条件に、育児休業中の入園（転園）申請は可能です。</p> <p>育児休業対象のこどもが保育施設等を利用開始し、保護者のいずれもが復職した後に育児休業を再取得（分割取得）する場合、当該育児休業対象のこどもは継続利用できません。育児休業対象のこども以外のこども（きょうだい）は、継続利用可能です。</p>
災害復旧	・申立書 ・り災証明書等	事情により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	

③ 入園前確認表

④ マイナンバー確認及び申請者の本人確認をするための書類

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、申請書に記載している世帯員全員のマイナンバーの「番号確認」と申請に来る方の「本人確認」が必要です。両方の確認が必要なため、下記の書類のいずれかを持参してください。

概 要		申請者の必要書類
本人確認 (1枚または2枚)	申請者が本人であるかの確認	【1枚で確認可】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等（写真付き） 【2枚で確認可】健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
番号確認 (1枚)	申請書に記載された世帯員全員のマイナンバーが正しいものかの確認	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し、マイナンバー記載の住民票記載事項証明書

※個人番号欄に記載のない場合は、必要に応じて職員が住民基本台帳の個人番号を参照しますので、ご了承ください。

⑤ 提出書類確認票

不備があると受付ができないため、裏面に記載している留意事項を必ず熟読したうえで、表面の提出書類確認票にチェックしていただき申込みをお願いします。

チェックをした提出書類確認票は、申請時に提出していただきます。

⑥ 世帯の状況を証明する書類

事 由	提 出 書 類
認可外保育施設（※1）を利用	市が指定する様式の認可外保育施設利用証明書 ※認定事由（求職中または育休中を除く）に基づき、月極契約で利用している場合が対象
ひとり親家庭に準ずる場合（※2）	拘禁証明書、調停期日通知書、警察への行方不明者届
ひとり親家庭	児童扶養手当またはひとり親医療の証書の写し、もしくは3ヶ月以内に発行された戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）
同世帯に障がい者がいる場合	障がい者手帳や療育手帳等の写し
生活保護世帯	生活保護受給証明書

※1 認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で都道府県や市町村が認可している認可保育所以外の施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等へ届出している施設をいいます。認可外保育施設を求職活動または育児休業以外の保育事由で月極契約かつ1ヶ月あたり64時間以上利用している場合に、市が指定する様式の認可外保育施設利用証明書を提出された場合、利用調整の際に加点対象となります。

※2 ひとり親家庭に準ずる場合とは、保護者が拘禁中、離婚調停中、行方不明等の場合を示します。

⑦ 和泉市に転入（予定）の方のみ 市町村民税課税証明書（以下、課税証明書という。）等

居 住 時 期	提 出 書 類	提 出 期 限	備 考
令和5年1月1日 時点で和泉市に居住	提出は不要		
令和5年1月2日 以降に和泉市へ転入	令和5年度課税証明書	令和5年10月31日（火） (途中入園希望の場合は該当締切日)	課税証明書については、 父母及びそれ以外の扶養 義務者の方のものを提出 してください。
令和6年1月2日 以降に和泉市へ転入（予定）	令和5年度課税証明書 令和6年度課税証明書	令和5年10月31日（火） (途中入園希望の場合は該当締切日) 令和6年7月31日（水） (令和6年9月以降入園希望の場合は該当締切日)	

※ 各締切日までに課税証明書の提出がない方は、保育料が最高階層（最高額）とみなされ、利用調整で優先順位が下がる場合があります。なお、収入がない場合でも、原則、税申告と課税証明書の提出は必要です。（詳細は、10ページ(3)の表のとおりです。）

※ 令和6年度課税証明書の発行時期等については該当する市町村にお問い合わせください。

※ 海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外であった方については、給与証明書等、収入額が分かる書類を提出してください。

⑧ 委任状

申請者の本人確認ができる書類がない場合は、受付できません。また、児童の保護者以外の方によるお申込みも原則、受付できません。代理の方がお申込みされる場合は、委任状と代理人の本人確認が必要です。

⑨ 和泉市に転入予定の方のみ 転入に関する誓約書等

認定申請及び保育所等の利用申込みについては、住民票のある自治体でしていただくことが原則となります。ただし、下記の書類の提出があれば、本市で認定申請及び利用申込みが可能です。

- ・転入誓約書
- ・転入予定であることがわかる書類（不動産売買契約書、賃貸借契約書で和泉市の住所及び売買主、貸借主が記載されているページのコピー、もしくは同居予定者証明書）

和泉市での認定及び保育所等への入園を希望している転入予定の方は、利用希望月の前月末までに和泉市へ住民登録をしていただくことが必要です。

認定及び保育施設の利用内定については、転入後有効となります。利用希望月の前月末までに住民登録いただけない場合は、認定及び保育施設の利用内定は無効となりますのでご注意ください。

⑩ その他書類について

- ・出生前にお申込みする場合、母子健康手帳のコピー（母の氏名を記載したページと分娩予定日を記載したページ）の提出が必要です。
- ・状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

◆ 2号・3号認定の取消・変更の際の手続き等

取消・変更事由	手続き方法等
保育の必要な事由・保育必要量が変更となった場合	市に支給認定証を返還し、児童を保育できないことを証明する書類（4ページ参照）と認定変更申請書を提出してください。こども未来室で書類を受理した日より前にさかのぼっての認定変更はできません。
3号認定子どもが満3歳になった場合	自動的に2号認定に変更となりますので、認定の変更申請は必要ありません。2号認定の支給認定証を発行しますので、3号認定の支給認定証を返還してください。（3歳の誕生日の前日から2号認定となります）
保育の必要な事由に該当しなくなった場合	認定は取消（退園）となります。市に支給認定証を返還してください。ただし、1号認定の定員を設定している施設に関しては、2号認定の子どもの場合に限り、1号認定子どもとして通園が可能な場合があります。希望される場合は、1号認定の申請を希望施設で行ってください。
市外へ転出する場合	認定は取消（退園）となります。園へ退園届を提出してください。なお、在園児が転出後も現在の園で継続通園を希望する場合、転出先の市町村で手続きを行ってください。

留意事項

- ※ 集団保育を行うにあたり、個別の配慮を必要とする場合など、お子様の入園前の健康状態によっては入園できない場合があります。
- ※ 保育園・認定こども園等により、保育方針や取り組み、保育年齢、開園時間、基本保育時間、保育料以外の諸費（食材料費、文房具代、体操服代等）は異なります。保育園・認定こども園等を選ぶ際には、希望される施設を実際に見学するとともに、詳細については、各園へ直接お問い合わせください。
- ※ 虚偽の記載や証明書の偽造・改ざんは、刑法第159条有印私文書偽造罪・変造罪、第161条の2電磁的記録不正作成罪等が成立する場合がありますのでご注意ください。また、虚偽の申請となりますので入所は取消となります。
- ※ 9週目からの保育は、原則、産休・育休明けに職場へ復帰される方のみ対象ですが、事情によっては入園の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。（入園日は『生後9週目=57日目』となります。）
- ※ 産休・育休明け保育希望者は、産休・育休明けに職場へ復帰される日にちが分かる証明が必要です。
- ※ 入園後に育休を取得する際は、認定事由を「育児休業」に変更する手続きが必要です。認定期間は、育休期間と復帰予定日が明記された就労証明書に基づいて決定し、保育必要量は一律に「短時間」となります。ただし、母以外の方が出産後2ヶ月後の月末までに取得する育児休業については、保育を必要とする事由を「就労」とみなすため、今までの保育必要量に変更はありません。
- ※ 認定こども園和泉チャイルド幼稚園は、平日と土曜日の開園時間が異なります。
- ※ みのり小規模保育園の卒園児については、和泉中央みのり園を除き必ずしも希望した連携施設へ入園できるわけではありません。
- ※ 認定こども園の幼稚園部分（1号認定）については、各施設へ直接お申込みください。
- ※ 他市町村の園を希望される方は、和泉市とは異なる申込み締切日を設けている場合がありますので、希望される市町村に確認のうえ、お早めにお申込みください。

特別支援児保育について

和泉市の保育所等では、集団の中で個別の配慮や支援を必要とする児童に対し、職員を配置して必要な支援（特別支援児保育）をおこなっています。子どもたちが、遊びや生活を通して一人一人の違いや個性を尊重し、お互いに認め合い、仲間と共に成長していくことをめざしています。

特別支援児保育は、保護者の方からお申し出をいただき、面談（すでに在園している児童については巡回相談）をおこなったのちに実施します。本市の特別支援児保育の主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

**令和6年度 施設型給付費・地域型保育給付費
教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用（調整）申込書**

新規利用

(2・3号認定)

和泉市教育委員会

記入例

本給付費に係る教育・保育給付認定申請及び保育所等の利用（調整）申込をします。また、子ども・子育て支援法第16条に基づき、和泉市利用調整に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を確認すること、当申込書に記載された事項及びその情報に基づき決定した保護者負担を実施することを承諾します。

※太枠で囲われている部分をすべて記載してください。

申込児童	氏名		性別	年齢	個人番号（マイナンバー12桁）	生年月日（西暦）									
	(フリガナ) イズミ タロウ	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	0	5432*****6543	2	0	2	3	年	0	8	月	1	0	日
代表保護者	氏名		児童との続柄				生年月日（西暦）								
	(フリガナ) イズミ タロウ	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> その他()	1	9	8	7	年	0	6	月	2	5	日	
現住所	和泉市府中町二丁目7番5号										和泉市に転入予定 (年月日)				
2023年1月1日 現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 和泉市内 / <input type="checkbox"/> 和泉市外 (住所:)														
日中の連絡先（電話番号）※優先する電話番号を①に記入してください。															
① ※優先	父・母 その他()	090-△△△△-●●●●	②	父・母 その他()	080-□□□□-▲▲▲▲										

①世帯の状況

世帯状況 (申込児童本人は除く)	続柄	氏名	生	利用希望開始日時点での状況をご記入ください。							職業・学校園名等 個人番号（マイナンバー12桁）	続柄番号	
	父	(フリガナ) イズミ タロウ 和泉 太郎	1 9 8 7 年 0 6 月 2 5 日								会社員 5678*****9123	01	
	母	(フリガナ) イズミ ハナコ 和泉 花子	1 9 9 8 年 0 7 月 2 2 日								自営業 4567*****5678	02	
	兄	(フリガナ) イズミ イチロウ 和泉 一郎	2 0 1 9 年 0 9 月 1 7 日								○○保育園 9123*****4567		
	姉	(フリガナ) イズミ ヤヨイ 和泉 弥生	2 0 2 1 年 0 8 月 0 6 日								△△保育園 6734*****5678		
				年	月	日	年	月	日	年	月	日	
	申請児童からみた続柄をご記入ください。												
	単身赴任している場合は、こちらに記入いただき、上の欄には記入しないでください。 該当される方が2名以上いる場合は、記入欄を分割してご記入頂くか、全員分を別紙（様式自由）に記載し、 ご提出ください。												
	「該当」の場合、5ページに記載の世帯状況を証明する書類を添付してください。												
	住所												
	ひとり親世帯				障がい者のいる世帯				生活保護の受給世帯				
	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない					<input type="checkbox"/> 該当 (年月日～) <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない						

②保育の利用を必要とする理由等

保育を必要とする事由	続柄	必要とする理由								出産予定がある場合、母子健康手帳の写し（母の氏名を記載したページと分娩予定期を記載したページ）を添付してください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 就労 <input type="checkbox"/> 6. 求職活動	<input type="checkbox"/> 2. 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 7. 就学	<input type="checkbox"/> 3. 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 8. 育休	<input type="checkbox"/> 4. 介護 <input type="checkbox"/> 9. その他()					
	<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 就労 <input type="checkbox"/> 6. 求職活動	<input type="checkbox"/> 2. 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 7. 就学	<input type="checkbox"/> 3. 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 8. 育休	<input type="checkbox"/> 4. 介護 <input type="checkbox"/> 9. その他()					
希望する利用時間	□出産予定有 (年月日)	<input checked="" type="checkbox"/> 出産予定無								
利用曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土	利用時間	8時30分から 18時30分まで							
保育必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 / <input type="checkbox"/> 保育短時間									

保育必要量（保育標準時間・保育短時間の区分）は、保護者の就労時間・状況等を支給認定基準に照らし合わせ、最終的に和泉市教育委員会が決定します。
よって、区分は希望と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*市記載欄

(表面)

保	市記入欄のため記入不要											
---	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	2 0 2 4 年 0 4 月 0 1 日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学まで	□	年	月	日	まで				
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名				* 市区町村記載欄(事業所番号)			広域	きょうたい	在園	
	第1希望	□□保育園									
	第2希望	▲▲こども園									
	第3希望	○○保育園									
	第4希望										
	第5希望										
	第6希望										
	第7希望										
	第8希望										
	第9希望										
	第10希望										
第11希望以降 (希望順位がわからるようにご記入ください。)											

市記入欄のため記入不要

④祖父母の状況等

祖父母の状況	父方			母方		
	続柄等	氏名	TEL	池上 和夫	TEL 073-△△△-○○○○	
	祖父	住所	和歌山市○○町2丁目3番4号			
	祖母	住所	和泉 そね子	TEL 0725-△△-○○○○	池上 和子	TEL 090-□□□□-△△△△
和泉市○○町6丁目2番5号	同上					

⑤その他

通園方法	<input type="checkbox"/> 徒歩	<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> 単車	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車	<input type="checkbox"/> その他()
主な送迎者	<input type="checkbox"/> 父	<input checked="" type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 祖父	<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> その他()
児童の保育	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育 ⇒ <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 祖父	<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 自宅外で保育 ⇒ <input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 保育園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 一時保育(週 日)
			<input type="checkbox"/> 職場の託児所		<input type="checkbox"/> その他()
きょうだい同時申し込みの場合	施設 3人きょうだいの場合など、希望を項目に当てはめることができない場合は、内容を別紙(様式自由)に記載し、提出してください。				
入園できなかつたときの予定	利用開始年月日: 年 月 日から である。 年 月) □いいえ ます				
* 市記載欄	優先させたい子が入園できなくても、他の子を入園させたい場合に選択してください。				
保育必要事項	最初に入園させたい子がいてその子が入園できないなら、他の子を入園させたくない場合に選択してください。				
	<input type="checkbox"/> ①きょうだいのいずれかしか入園できません。入園は辞退します。 □はい <input type="checkbox"/> いいえ [<input type="checkbox"/> きょうだいの順位の上位の子を先に入園させたい。 <input type="checkbox"/> 希望順位の上位の子を先に入園させたい。] ので、さようかいを				
	<input type="checkbox"/> ②きょうだいのいずれかしか入園できません。入園は辞退します。 □はい <input type="checkbox"/> いいえ [<input type="checkbox"/> 上の子を先に入園させたい。 <input type="checkbox"/> 下の子を先に入園させたい。] (下の子が入園で <input type="checkbox"/> 【児童名: 】が先の入園でないと希望しない。)				
	<input checked="" type="checkbox"/> ③他の施設等を利用 ⇒ <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> その他() 都道府県知事等へ届出している認可外保育施設を利用しており、求職活動または育児休業理由以外の保育認定で、月極利用かつ1ヶ月あたり64時間以上利用している場合に加点対象とすることができます。該当する方は、市指定の証明書を提出してください。				
	<input type="checkbox"/> 申し込み済 <input type="checkbox"/> 申し込み未				
	<input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他() 職場へ同伴 <input type="checkbox"/> その他()				

(裏面)

1. 介護・看護	2. 木	3. その他	4. 保育必要量	5. 標準時間	6. 短時間
9. その他					

市記入欄のため記入不要

保育所等入所判定指數表

※この指數表は、令和6年度4月
選考分から適用するものとする。

(1) 基本項目採点基準表

※就労時間については、休憩時間等を含む労働時間が64時間を超える場合は、契約上の拘束時間を勤務時間とする。
また、複数箇所で就労している場合は、全ての勤務時間を合算する。ただし、外勤と自営業等、副業がある場合、
保育者の状況は勤務時間数が多い方を適用し、区分は勤務時間を合算して判定する。

保育者の状況		区分	指数	
家庭外就労	外勤 自営業事業主	月160時間以上の勤務	110	
		月140時間以上の勤務	100	
		月120時間以上の勤務	90	
		月96時間以上の勤務	80	
		月64時間以上の勤務	70	
	自営業協力者	月160時間以上の勤務	90	
		月140時間以上の勤務	80	
		月120時間以上の勤務	70	
		月96時間以上の勤務	60	
		月64時間以上の勤務	50	
家庭内就労	自営業事業主 または会社員等	月160時間以上の勤務	100	
		月140時間以上の勤務	90	
		月120時間以上の勤務	80	
		月96時間以上の勤務	70	
		月64時間以上の勤務	60	
	自営業協力者	月160時間以上の勤務	80	
		月140時間以上の勤務	70	
		月120時間以上の勤務	60	
		月96時間以上の勤務	50	
		月64時間以上の勤務	40	
妊娠・出産	内職	月120時間以上の勤務	60	
		月64時間以上の勤務	40	
出産又は出産予定月の前後2ヶ月の間にあって、出産の準備又は休養を要する			40	
疾病・障がい	疾病(注1)	入院(1ヶ月以上)・常時臥床	110	
		安静を要す(注2)	80	
		上記以外の理由	50	
	障がい	身体障がい者手帳1~2級、精神障がい者保健福祉手帳1~2級、療育手帳Aの交付を受けている	110	
		身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B1の交付を受けている	80	
		上記以外の交付を受けている	50	
同居親族の介護・看護		入院(1ヶ月以上)または要介護認定3~5程度、身体障がい者手帳1~2級、精神障がい者保健福祉手帳1~2級、療育手帳Aの交付を受けている者を介護または看護している	80	
		要介護認定1~2程度、身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B1の交付を受けている者を介護または看護している	60	
		上記以外の理由で介護または看護している	50	
災害復旧		震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている	110	
求職中		就労先内定(起業準備含む)(就労証明書等の書類あり)	30	
		就労予定	20	
就学(注3)	主に通学している	月120時間以上の就学	80	
		月64時間以上の就学	60	
	主に通信制である	月120時間以上の就学	60	
		月64時間以上の就学	40	
	就学予定	合格通知書等の提出あり	30	
育休中の入所 または転園申請 ※3歳児クラス以上に限る		3歳児クラス以上の児童で、育休取得中(復帰月よりも早い時期)の入所または転園申請をしている場合。ただし、年度内復帰を条件とし、市に提出した証明書に記載されている復帰予定月の入所調整からは、就労時間に応じた指數とする。 ※2歳児クラス以下については、育休取得中の継続利用を「児童の成長発達のため、環境の変化が好ましくない」という理由で認めているため、転園申請は不可	30	
その他		虐待やDVのおそれがあるなど、児童福祉の観点から保育の必要性の緊急度が高いと市が認める場合(各種証明書、意見書等必要)	(注4)	

(2) 調整項目採点指標

項目	内 容	指標
世帯の状況	ひとり親家庭	140
	生活保護世帯の就労支援（注5）	40
	生計中心者の失業（注6）	40
	障がい者のいる世帯（注7）	10
	両親が障がい者（前項目と重複して加点しない。）（注7）	20
兄弟姉妹の状況	当該保育所等に兄弟姉妹が入所中	10
	兄弟姉妹が利用申込中（前項目と重複して加点しない。）	5
	前項目の場合で、申込み児童が多胎児（前二項目と重複して加点しない。）	10
	多子家庭（就学前児童3人、18歳未満の児童5人以上）	10
就労状況	産後休暇・育児休業明け（復帰月以前から申込みをしており、入所前に復帰した場合も加点継続する。）（注8）	10
	育児休業のため認可保育所等を退所し、育児休業明けに再入所を希望する児童（注8）	20
	育児休業の延長を許容（注9）	-900
保育の代替手段	認可外保育施設に入所中（注10）	10
その他	入所希望月から12ヶ月以上待機中（注11）	10
	転園希望者（兄弟姉妹が入所中の園を希望する場合又は児童本人が和泉市外の認可保育施設に入所中の場合を除く。）	-1
優先項目	在籍施設における1号認定から2号認定への認定変更希望者（求職中を除く）	300
	和泉市内の認可保育施設に就労または就労予定である一定の条件を満たす保育士（注12）	500
	保育施設の統廃合や地域開発等の市の施策に伴う転園（注13）	700

(3) 同一点数時の優先項目順位表

1	当該保育所等の希望順位が高い世帯
2	同一世帯の児童が当該保育所等に入所中の世帯（1号含む）
3	養育している就学前児童の人数が多い世帯
4	待機期間が長い世帯（入所を辞退する場合、入所希望月は辞退月の翌月以降に変更とし、当初の待機期間は算定しない。）
5	養育している小学生以下の児童の人数が多い世帯
6	市民税課税額の低い世帯（未申告の場合、合計額は最高額とみなす。）（注14）

◆留意事項

父母それぞれの基本項目採点基準の合算に調整項目採点指標を加減した点数を、利用申込み児童の点数とする。父母がいない場合は児童の養育者を保育者とする。

なお、児童の発達支援のための特別支援児保育を希望する3歳児クラス以上の児童の入所判定については、別途和泉市特定教育・保育施設における特別支援児保育実施要綱に定めることとする。

（注1） 医師が作成した書類に家庭保育が困難である旨が記載されている場合に適用とする。

（注2） 医師が作成した書類に安静を要する旨が記載されている場合に適用とする。

（注3） 子ども子育て支援法施行規則第一条の五第七項に規定される学校や教育施設に在学している場合、または公共職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合に適用可能とする。

（注4） 市長が特に必要と認める場合には、関係機関と協議の上、優先度を決定するものとする。

（注5） 生活保護世帯の就労支援については、生活保護世帯であるが、就労することにより2~3ヶ月以内に自立すると思われる旨の書類が生活保護を所管する部署から提出された場合に加点するものとする。

（注6） 生計中心者とは、家計の主宰者とのことで概ね世帯主をいい、税の情報、健康保険の加入状況等により事実が確認できた場合に加点する。

（注7） 障がい者のいる世帯の加点10点については、複数の障がい者が同世帯にいた場合であっても、一世帯あたり10点までの加点とする。また、両親が障がい者の場合の加点20点が付く場合は、障がい者のいる世帯の加点10点は付かないものとする。なお、ひとり親家庭で保護者が障がい者の場合、20点の加点とする。

（注8） 育児休業のため認可保育所等を退所し、育児休業明けに再入所を希望する児童のみ加点20点となり、左記以外の児童については10点とする。よって、兄弟姉妹で加点が異なる場合がある。なお、就労証明書には復帰日の記載を必要とし、入所月の月末までに育児休業を取得した就労先への復帰を前提とした加点とする。ただし、母以外の方が出産後2ヶ月後の月末までに育児休業から復帰する場合は対象外とする。

（注9） 育児休業に関する減点同意書を提出した場合に減点する。育児休業の減点を撤回する場合は、育児休業に関する減点撤回申立書の提出を必要とする。なお、減点を撤回する時期については、減点撤回申立書裏面によるものとする。

（注10） 認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で都道府県や市町村が認可している認可保育所以外の施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等へ届出している施設をいい、認定事由（求職中または育休中を除く）での理由に限り、月極契約で利用し、その利用証明として市が指定する様式の認可外保育施設利用証明書を提出した場合に加点するものとする。

（注11） 入所を辞退する場合、入所希望月は辞退月の翌月以降に変更とし、当初の待機期間は算定しない。また、育児休業に関する減点同意書を提出した場合には、減点撤回申立書の提出により改めて選考を開始した月を入所希望月とし、待機期間を算定する。

（注12） 待機児童解消対策として、令和元年度より和泉市内の認可保育施設に就労または就労予定の保育士等について、一定の条件を満たした場合は優先的に入所調整を行う。ただし、児童が利用開始した月より就労を開始しない場合は、その月末をもって利用を解除する。

（注13） 保育施設の統廃合については、令和2年9月1日時点で鶴山台第一保育園又は芦部保育園に入所中の児童及び令和3年9月1日時点で和泉保育園に入所中の児童が当該園より転園を希望する場合に適用する。なお、該当する在園児が当該園に入所中の期間については、その兄弟姉妹が新規入所を希望する場合でも「当該保育所等に兄弟姉妹が入所中」の10点を加点する。また、地域開発等の市の施策による転園の場合、関係課からの「市の施策による転園等に係る優先選考依頼書」の提出を必要とする。

（注14） 課税額の算出方法については保育料の算出時と同様とし、父母の合計収入が103万円に満たない場合で、年収300万円を超える祖父母等が同居（別世帯含む）している場合は、最多収入者の課税額と合算し、算出する。ただし、前述の祖父母等が父母または児童を税の扶養に取っている場合は、父母の合計収入が103万円以上であっても、課税額を合算して算出する。

保育料について

◆ 保育料の決定方法について

保育料は保護者の市町村民税課税額（以下、課税額という。）の合計により決定します。ただし、保護者の合計収入が103万円未満（単身世帯は父または母の収入が103万円未満）の場合、同住所（別世帯含む）の祖父母等で年収300万円を超えるもののうち、最多収入者の課税額を児童の保護者の課税額と合算して保育料を計算します。

- ※ 保育料の決定にあたっては、保護者の課税額を確認するために、市民税の課税台帳を閲覧します。ただし、本市の課税台帳を閲覧して課税額が確認できるのは、本市から市町村民税を課されている保護者に限ります。市民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。
- ※ 保育料の算定にあたっては、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- ※ 4月から8月分の保育料は令和5年度市町村民税課税額、9月分以降の保育料は令和6年度市町村民税課税額により算定します。
- ※ 修正申告等により課税額の更正があった場合、必ずご連絡ください。更正の翌月より、保育料が変更となる場合があります。
- ※ 保育料は、毎年4月と9月が切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市民税課税額に基づく保育料						令和6年度市民税課税額に基づく保育料					

◆ 保育料表と保育料決定に関する詳細について

階層区分	定義	標準時間（月額）		短時間（月額）		クラス年齢確認表
		0-2歳児 クラス	3-5歳児 クラス	0-2歳児 クラス	3-5歳児 クラス	
1	各月初日において生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0歳児クラス 令和5年4月2日生まれ
2	市民税非課税世帯 (*特定世帯)	0	0	0	0	1歳児クラス 令和4年4月2日生まれ
3	市民税非課税世帯	0	0	0	0	2歳児クラス 令和4年4月1日生まれ
4	市民税均等割額世帯 (*特定世帯)	5,000	0	5,000	0	3歳児クラス 令和2年4月2日生まれ
5	市民税均等割額世帯	13,000	0	12,800	0	4歳児クラス 令和2年4月1日生まれ
6	市民税所得割額 24,300円未満の世帯 (*特定世帯)	5,000	0	5,000	0	5歳児クラス 平成31年4月2日生まれ
7	市民税所得割額 24,300円未満の世帯	15,000	0	14,800	0	6歳児クラス 平成31年4月1日生まれ
8	市民税所得割額 24,300円以上 48,600円未満の世帯 (*特定世帯)	5,000	0	5,000	0	7歳児クラス 平成30年4月2日生まれ
9	市民税所得割額 24,300円以上 48,600円未満の世帯	17,000	0	16,800	0	8歳児クラス 平成30年4月1日生まれ
10	市民税所得割額 48,600円以上 50,800円未満の世帯	20,000	0	19,700	0	9歳児クラス 平成29年4月2日生まれ
11	市民税所得割額 50,800円以上 59,800円未満の世帯	22,000	0	21,700	0	10歳児クラス 平成29年4月1日生まれ
12	市民税所得割額 59,800円以上 76,600円未満の世帯	24,000	0	23,600	0	11歳児クラス 平成28年4月2日生まれ
13	市民税所得割額 76,600円以上 97,000円未満の世帯	27,000	0	26,600	0	12歳児クラス 平成28年4月1日生まれ
14	市民税所得割額 97,000円以上 108,400円未満の世帯	30,000	0	29,500	0	13歳児クラス 平成27年4月2日生まれ
15	市民税所得割額 108,400円以上 126,500円未満の世帯	33,000	0	32,500	0	14歳児クラス 平成27年4月1日生まれ
16	市民税所得割額 126,500円以上 141,500円未満の世帯	36,000	0	35,400	0	15歳児クラス 平成26年4月2日生まれ
17	市民税所得割額 141,500円以上 157,100円未満の世帯	39,000	0	38,400	0	16歳児クラス 平成26年4月1日生まれ
18	市民税所得割額 157,100円以上 169,000円未満の世帯	43,000	0	42,300	0	17歳児クラス 平成25年4月2日生まれ
19	市民税所得割額 169,000円以上 229,100円未満の世帯	47,000	0	46,300	0	18歳児クラス 平成25年4月1日生まれ
20	市民税所得割額 229,100円以上 283,700円未満の世帯	51,000	0	50,200	0	19歳児クラス 平成24年4月2日生まれ
21	市民税所得割額 283,700円以上 301,000円未満の世帯	54,000	0	53,100	0	20歳児クラス 平成24年4月1日生まれ
22	市民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満の世帯	57,000	0	56,100	0	21歳児クラス 平成31年4月2日生まれ
23	市民税所得割額 397,000円以上 450,500円未満の世帯	59,000	0	58,000	0	22歳児クラス 平成31年4月1日生まれ
24	市民税所得割額 450,500円以上	61,000	0	60,000	0	23歳児クラス 平成30年4月2日生まれ

1. 令和6年4月1日時点のクラス年齢で保育料を決定します。

2. 表の階層区分 4 から24に属する世帯で、次に該当する就学前児童が同一世帯にいるとき、下記の計算方法により2人目からの保育料を決定します。（ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。）

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所もしくは入園している児童または、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童

【計算方法】① 2人目の児童 月額保育料の1/2 ② 3人目以降の児童 全額免除

※ 上記施設を利用している対象児童のうち、市で1～3号認定を受けていない児童及び企業主導型保育事業を利用している児童については在園を確認するため、別途手続きが必要です。こども未来室までお申し出ください。また、退園等で利用がなくなった場合も、こども未来室へお申し出ください。

※ 認可外保育施設や一時預かり事業での利用については、上記の対象外となります。

3. 第4子以降の児童が入園している場合は、第4子以降の児童の保育料が全額免除されます。
※ 同一世帯の平成18年4月2日以降に生まれた子どものうち、第4子以降の子どもが対象となります。
 4. 表による「特定世帯」とは、各月初日において以下に該当する世帯をいいます。
 - ア. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現在児童を扶養しているものの世帯
 - イ. 身体障害者福祉法第15条に定める身体障がい者手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - ウ. 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - エ. 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - オ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯
 - カ. 国民年金法に定める国民年金の障がい基礎年金等の受給者を有する世帯
 - キ. 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯
- ※ 特定世帯の認定の確認について
令和6年度保育施設等利用(調整)申込書の該当有無欄の内容で確認させていただきます。
上記アに該当する場合…ひとり親世帯の該当にチェックがある場合は、児童扶養手当等の受給の有無で確認させていただきます。
上記イ～エに該当する場合…在宅障がい者が同世帯にいる場合は、障がい者手帳等の写しの提出が必要となります。
5. ひとり親世帯に準する場合(保護者が拘留中、離婚調停中、行方不明の場合等)は、拘禁証明、調停期日通知書、警察への行方不明届等を提出してください。
 6. 災害及び保護者の病気等による生活の困窮などによっては保育料の減免が可能な場合があります。詳しくはこども未来室までお問い合わせください。※減免適用される場合は、原則申請月からの適用となります。
 7. 児童が当該月の全日欠席したときは保育料が全額免除、児童が病気やケガのため、当該月の15日以上1ヶ月未満連続して欠席したとき(診断書または医師が証明する書類が必要)は保育料が半額免除となります。在園中の施設へ届け出してください。
 8. 市町村民税が未申告の方は、保育料が最高階層(最高額)となる場合があります。収入がない場合でも、原則、税申告と課税証明書の提出は必要です。
 9. 保育園(公立・民間)の保育料を支払わず滞納された場合は、財産調査のうえ差押えを行うことがあります。また、和泉市債権管理条例により、平成25年度から未納保育料に対して督促手数料、延滞金が加算されています。

◆ 保育料の納付方法について

利用施設	納付先	納付方法	備考
保育園 公立 民間	市	口座振替・納付書	口座振替の方は預金通帳の記帳により、納付状況をご確認いただきますようお願いします。
認定こども園	利用施設	利用施設に確認してください	
小規模保育事業			

◆ 年収360万円未満相当の世帯の保育料軽減措置について

認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業を利用する年収360万円未満相当の世帯について、保育料の軽減措置があります。詳細は下記の通りです。(注) 特定世帯…上記4を参照して下さい。

対象となる世帯	市町村民税所得割額	階層区分
特定世帯以外の世帯	57,700円未満	10階層以下の世帯と11階層の一部
特定世帯	77,101円未満	12階層以下の世帯と13階層の一部

※ 市町村民税所得割額については、保護者の合計収入が103万円未満で、同住所(別世帯含む)に収入が300万円以上の祖父母等がいる場合、祖父母等のうち最多収入者の課税額を含めて計算します。

① 多子世帯の保育料軽減について

年収360万円未満相当の世帯で、対象児童と生計を一にする園児のきょうだいがいる場合、きょうだいの年齢にかかわらず、人数に応じて保育料を軽減します。

② 特定世帯の保育料軽減について

年収360万円未満相当の特定世帯については、第一子が第4階層と同額、第二子から無料となります。

(注意)

※ 年収360万円未満相当の世帯に該当しない場合は、保育料の変更はありません。

※ 11ページの保育料表を併せてご覧下さい。

※ 特定世帯以外の世帯の11階層、特定世帯の13階層に該当する世帯は、世帯の所得割額により軽減の対象となる場合とならない場合があります。

※ 保育料軽減となる多子世帯において、就学などの理由により、住民票の同一世帯以外で生計を一にするお子様がいる等、市において世帯状況を確認できない場合があります。該当する場合はこども未来室までお申し出ください。生計が一であると認められる資料の提出により、軽減の適用対象とさせていただくことがあります。

◆ 延長保育料について

実際の利用時間帯は、各施設の開園時間内で施設長が教育・保育給付認定の区分や保護者の状況を考慮して決定します。決められた利用時間帯以外で利用される場合は、施設長に延長保育希望申請を提出いただき、認定された場合に利用が可能となり、延長保育料が別途かかります。

① 標準時間認定

区分	延長保育時間帯	保育料階層区分1・2・3世帯 (生活保護受給者・非課税世帯)		左記以外の保育料階層区分	
		日額	月額	日額	月額
I	18:30～19:00	100円	1,000円	300円	4,000円
II	18:30～19:30	100円	1,000円	500円	6,000円
III	18:30～20:00	100円	1,000円	800円	8,000円
IV 夜間保育園 いぶきのほしざら のみで実施	8:00～11:00	100円	1,000円	800円	8,000円
	9:30～11:00	100円	1,000円	600円	
	10:00～11:00	100円	1,000円	400円	5,000円
	10:30～11:00	100円	1,000円	200円	

② 短時間認定

施設が設定する保育基本時間8時間を超えた場合、1日あたり100円の費用がかかります。

※18:30以降は、上記に加えて標準時間認定と同じ延長保育料が必要となります。

※生活保護世帯・市民税非課税世帯(保育料階層区分1・2・3世帯)の減額設定はありません。

○ 短時間認定の利用時間のイメージ

【例】開所時間が7時～19時、施設が設定する基本保育時間が9時～17時の場合



- ※ 上記図の範囲で午前と午後の両方を利用した場合も、料金は1日あたり100円です。
- ※ 上記はイメージです。時間帯については施設によって異なるため、詳しくは施設にお尋ねください。

◆ 3歳児クラス以上の食材料費について

食材料費(主食費・副食費)のうち、副食費について以下の①～③のいずれかに該当される方については、徴収が免除となります。

① 年収360万未満相当の世帯であること (注) 特定世帯…12ページの4を参照して下さい。

年収360万円未満相当の世帯とは…

特定世帯以外の場合…市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯

特定世帯の場合…市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯

※ 保護者の合計収入が103万円未満の場合において、同住所(別世帯含む)の祖父母等の収入が300万円以上の場合、祖父母等のうち最多収入者の課税額を含めて算定します。

※ 4月から8月分の副食費は令和5年度市町村民税課税額、9月分以降の副食費は令和6年度市町村民税課税額により算定します。

※ 各月初日において生活保護を受給されている世帯は、その月の副食費は免除となります。

② 第3子以降の子どもであること

第3子以降の子どもとは…

同一世帯に次に該当する就学前児童の兄又は姉が2人以上いる子ども

【対象児童】

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所もしくは入園している児童または児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童

※ 上記施設を利用している対象児童のうち、市で1～3号認定を受けていない児童及び企業主導型保育事業を利用している児童については在園を確認するため、別途手続きが必要です。こども未来室までお申し出ください。また、退園等で利用がなくなった場合も、こども未来室へお申し出ください。

※ 認可外保育施設や一時預かり事業での利用については、上記の対象外となります。

※ 第3子に該当する場合、入園日や利用開始日が月の初日であれば、その月からの副食費が免除となります。

③ 第4子以降の子どもであること

第4子以降の子どもとは…

同一世帯の平成18年4月2日以降に生まれた子どものうち、第4子以降の子ども

幼児教育・保育無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育無償化により、保育園・認定こども園・小規模保育園等の0～2歳児クラスの非課税世帯のお子様と、3歳児クラス以上のお子様の保育料が無償になりました。また、入所選考の結果、認可の保育施設に入園ができなかった場合でも、施設等利用給付認定を受けることにより、幼稚園（新制度未移行幼稚園）の保育料や幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料について補助を受けることができます。補助対象となるためには、事前に申請が必要ですので、利用予定の施設又は本市担当までご相談ください。

① 認定こども園に1号認定（教育利用）で在園しながら新2号・新3号認定を取得し預かり保育を利用する場合

クラス年齢	認定区分	クラス年齢	認定区分
0～1歳児クラス	1号認定の対象外	0～1歳児クラス	利用対象ではありません
2歳児 クラス	2歳児	2歳児 クラス	2歳児
2歳児 クラス	1号認定 保育料は無償 (物品購入代などの諸費は対象外です。 ただし、食材料費のうち副食費については、 条件に該当する場合は徴収免除となります。 詳細は幼保運営担当までご確認下さい。)	2歳児 満3歳児	住民税 課税世帯
3～5歳児クラス		3～5歳児クラス	新3号認定の対象外
		住民税 非課税世帯	新3号認定(保育の必要性がある場合のみ認定) 450円×利用日数分の補助(16,300円/月上限)
		3～5歳児クラス	新2号認定(保育の必要性がある場合のみ認定) 450円×利用日数分の補助(11,300円/月上限)

+

② 認定こども園・保育所・地域型保育事業に2号・3号認定（保育利用）で在園する場合

クラス年齢	認定区分	・保育所等の入所調整で入所決定した児童が対象です。 ・入所後に保育料無償化の申請は不要です。 ・2号・3号で認定された場合は、重複して新2号・新3号で認定することはできません。 ・物品購入代などの諸費は対象外です。ただし、3～5歳児クラスの食材料費のうち副食費については、条件に該当する場合は徴収免除となります（2歳児クラスまでは保育料に含まれます）。（詳細は13ページを参照してください）	
0～2歳児クラス	住民税 課税世帯	3号認定 無償化対象外	
	住民税 非課税世帯	3号認定 保育料は無償	
3～5歳児クラス	2号認定 保育料は無償		

③ 私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）を新1号・新2号・新3号認定で利用する場合

クラス年齢	認定区分		
0～1歳児クラス	利用対象ではありません		
2歳児 クラス	2歳児	住民税課税世帯	新3号認定の対象外
2歳児 クラス	満3歳児	新1号認定 25,700円／月まで無償 (保育料から減額されます)	新3号認定（保育の必要性がある場合のみ認定） (新1号認定相当分) 25,700円／月まで無償（保育料から減額されます） + (預かり保育部分) 450円×利用日数分の補助 (16,300円／月上限)
3～5歳児クラス	新1号認定 25,700円／月まで無償 (保育料から減額されます)		新2号認定（保育の必要性がある場合のみ認定） (新1号認定相当分) 25,700円／月まで無償（保育料から減額されます） + (預かり保育部分) 450円×利用日数分の補助 (11,300円／月上限)

④ 認可外保育施設等（※1）を新2号・新3号認定で利用する場合

クラス年齢	認定区分	
0～2歳児クラス	新3号認定の対象外	
住民税非課税世帯	新3号認定(保育の必要性がある場合のみ認定) 42,000円/月まで補助	
3～5歳児クラス	新2号認定(保育の必要性がある場合のみ認定) 37,000円/月まで補助	

＜利用の具体例＞

①③の場合：3～5歳児の子どもがいるが、保育園へ入園できないので認定こども園1号（または私立幼稚園）に入園し、預かり保育を利用して就労することになった。

→ 新2号認定を受けた場合、450円×預かり保育利用日数分（11,300円／月上限）の補助をうけることができます。

④の場合：非課税世帯で0～2歳児の子どもがいるが、保育所入所待機中に認可外保育施設を利用して職場復帰することになった。

→ 新3号認定の申請をしていない場合でも、みなし認定（※2）を受けた場合、42,000円／月（上限）の補助をうけることができます。

＜新2号・新3号認定申請の注意事項＞

- ・保育の必要性の要件は、2号・3号認定と同様です。
- ・申請書類が市で全て確認できた日からの認定になります。遅って認定することはできません。
- ・申請には、就労証明書など、一部添付資料の準備に時間がかかる場合があります。
- ・審査の結果、保育の必要性が認められない場合は補助対象外となります。
- ・預かり保育料や認可外保育施設等の利用料は、お支払いいただいた実績を基に、後日市役所へ請求いただくことになります。
具体的な請求方法については、申請時にご確認ください。なお、実績額を上まわる補助はいたしません。
- （※1）認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育、ファミリーサポート
- （※2）2号・3号認定を受けている方で、新2号・新3号認定相当とみなせる方については、「みなし認定」を行います。
「みなし認定」を受けた場合、新2号・新3号認定の申請が不要となります。なお、保育所等へ入園した場合は入所月からはみなし認定の対象外となります。

和泉市保育園、認定こども園、小規模保育事業一覧表

施設名		所在地	電話	定員(名)	保育年齢	開園時間 平日・土曜	左記時間内の 保育基本時間
【保育園】							
公立	国府第一保育園	井ノ口町6-42	43-2626	150	9週～	7:00～19:00 9:00～17:00	
	国府第二保育園	府中町五丁目6-33	44-7722	120	6ヶ月～		
	和泉保育園	伯太町二丁目5-16	41-5811	120	6ヶ月～		
	芦部保育園	芦部町250	41-1297	120	6ヶ月～		
	北池田保育園	池田下町1984-1	55-0569	120	9週～		
	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘三丁目1-12	54-2500	120	6ヶ月～		
	北松尾保育園	いぶき野二丁目27-1	54-0438	130	6ヶ月～		
	鶴山台第一保育園	鶴山台二丁目2-6	44-1771	120	4歳～		
	くすのき保育園	王子町二丁目8-25	44-9170	120	9週～		
民間	みなまつ保育園	松尾寺町1525-5	53-3004	120	9週～	7:30～19:30	
	みなまつ保育園(分園)	春木町905-4	53-3058	30	9週～	7:30～19:30	
	夜間保育園 いぶきのほしざら	いぶき野五丁目5-5	50-4000	20	9週～	8:00～22:00	
【幼保連携型認定こども園】							
民間	あいしゅう幼稚園	王子町1118-59	41-1943	161	9週～	7:30～19:00	8:30～16:30
	池上わかばこども園	池上町三丁目14-55	41-1441	100	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00
	和泉チャイルド幼稚園	王子町二丁目1-52	41-2996	96	6ヶ月～	(平日) 7:30～19:00 (土曜) 7:30～18:30	8:30～16:30
	和泉中央みのり園	池田下町150	56-2300	130	9週～	7:00～19:30	9:00～17:00
	いぶきのPreSchool	いぶき野五丁目5-5	50-4000	160	9週～	7:30～19:30	
	上代幼稚園	上代町138-3	41-2153	90	6ヶ月～	7:00～19:00	
	Kidsまゆみ	黒鳥町一丁目5-3	45-9815	191	9週～	7:30～19:30	
	クレアール保育園	いぶき野五丁目3-7	58-1555	174	9週～	7:00～20:00	
	さいわいこども園	幸二丁目7-44	41-1385	120	9週～	7:00～20:00	
民間	信太保育園	尾井町二丁目7-4	46-0471	130	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00
	新光明池幼稚園	伏屋町三丁目5-22	55-2199	123	6ヶ月～	7:30～18:30	
	すいせん保育園	今福町二丁目1-1	44-0055	140	9週～	7:30～19:30	
	すいせん府中保育園	府中町七丁目6-15	44-0033	120	9週～	7:00～19:30	
	たつのおか保育園	三林町1273-2	57-2227	150	9週～	7:00～20:00	
	鶴山台国際幼稚園	鶴山台三丁目1-3	43-1888	105	6ヶ月～	7:30～19:30	
	鶴山台明徳幼稚園	鶴山台一丁目17-1	45-2181	60	1歳～	7:30～19:30	
	てらかど保育園	寺門町二丁目7-5	41-3337	150	9週～	7:30～19:30	
	はつがの国際こども園	はつが野五丁目12-1	90-6788	150	9週～	7:00～20:00	
	ひかりGreenWell	光明台三丁目3-1	56-2002	180	9週～	7:30～19:30	
【幼稚園型認定こども園】							
民間	和泉緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘三丁目4-32	53-1261	117	1歳～	7:30～18:30	9:00～17:00
	光明台幼稚園	光明台三丁目6	56-2661	96	1歳6ヶ月～	7:30～19:00	9:00～17:00
	双百合幼稚園	唐国町四丁目4-11	54-1770	75	1歳～	7:30～19:00	8:30～16:30
	【令和6年4月1日移行予定の幼稚園型認定こども園】						
ひばり幼稚園		寺田町二丁目2-2	41-4535	100	1歳～	7:30～18:30	8:30～16:30
【小規模保育事業】							
民間	みのり小規模保育園	池田下町2263-2	57-8600	19	9週～	7:30～19:30	9:00～17:00

☆ みのり小規模保育園は2歳児クラスまでの受け入れとなります。その後の連携施設として、新光明池幼稚園、みなまつ保育園、横山きのみこども園、あいしゅう幼稚園、和泉中央みのり園があります。(6ページの留意事項を併せてご覧下さい。)

☆ 和泉緑ヶ丘幼稚園、光明台幼稚園、鶴山台明徳幼稚園、双百合幼稚園、ひばり幼稚園は、1歳児クラスからの受け入れになります。(0歳児クラスはありません。また、光明台幼稚園については、入所時点で1歳6ヶ月を経過している必要があります。)

☆ みなまつ保育園(分園)は、2歳児クラスまでの受け入れとなります。3歳児クラスからは、みなまつ保育園(本園)への入所となります。

☆ 鶴山台第一保育園は、4歳児クラスからの受け入れとなります。

☆ 芦部保育園は、令和8年度に移転民営化する予定です。

☆ 和泉保育園と国府幼稚園は、令和9年度に移転統合し、公立認定こども園とする予定です。